

## 提言「学術からの提言—今、復興の力強い歩みを—」（要旨）

### 1 提言の主旨

東日本大震災からの復興の諸課題に対し、被災者および被災地の住民はじめ国民が必要とする知見を、学術の諸分野が結集して具体的に提供すること。

### 2 提言の必要性

東日本大震災は、量的に未曾有の人的・物的被害をもたらしただけでなく、質的にも重要な特徴をもつ。すなわち、巨大地震と津波及び東京電力福島第一原子力発電所事故による複合災害であること、市街地ないし産業集積ひいては市町村といった規模で、住居・職場のみならず土地をも奪われた地域が多いこと、原子力発電所事故により多数の人々の長期的な健康被害が懸念されること、被災地での処理能力にたいして大幅に過大な災害廃棄物が発生し、まちづくりや復興を阻害したり防火・衛生上の問題を招きかねないこと、などである。

そこで復興の課題も複合的である。災害廃棄物等の処理が円滑に進むこととあいまって復興されるまちは、多面的な意味で「災害に強いまち」でなければならない。また、被災地域を支える産業が着実に根付き、その産業のもとで雇用が確保されなくては、暮らし続けることはできない。さらに、原子力発電所事故による放射線被ばくの恐れのある人々について、長期的な健康管理体制の構築や、放射性物質が沈着した地域における除染対策が急務となっている。

このような復興の課題にとって必要な知見を、学術（科学・技術）の諸分野が結集して具体的に提供することが求められている。それこそ日本学術会議の任務である。

第21期日本学術会議は、3月11日の大震災発生直後から、東日本大震災対策委員会を設けて7次にわたり緊急提言を発出するなどの取り組みを展開した。2011年10月の第22期日本学術会議の発足にあたり、東日本大震災対策委員会を継承して東日本大震災復興支援委員会を設置した。本委員会のもとに、災害に強いまちづくり分科会、産業振興・就業支援分科会、放射能対策分科会を設けて、それぞれ集中的な審議を行なうとともに、災害廃棄物については本委員会で直接審議することにより、以下の提言を取りまとめたものである。

1. 学術からの提言 — 今、復興の力強い歩みを—  
(東日本大震災復興支援委員会提言：以下の2.～5.の提言を取りまとめたもの)
2. 二度と津波犠牲者を出さないまちづくり  
—東北の自然を生かした復興を世界に発信—  
(東日本大震災復興支援委員会 災害に強いまちづくり分科会提言)
3. 被災地の求職者支援と復興法人創設  
—被災者に寄り添う産業振興・就業支援を—  
(東日本大震災復興支援委員会 産業振興・就業支援分科会提言)
4. 放射能対策の新たな一歩を踏み出すために  
—事実の科学的探索に基づく行動を—  
(東日本大震災復興支援委員会 放射能対策分科会提言)
5. 災害廃棄物の広域処理のあり方について  
(東日本大震災復興支援委員会提言)

### 3 提言の内容

#### (1) 二度と津波犠牲者を出さないまちづくり

- ①災害に強い国土づくり（短中期に行なうべき方策）・・・「減災庁」の設置、災害危険地域から撤退する国土利用計画と誘導策、自然の持つ復元力の尊重、建物・施設の構造強化、ソフト面での対策の強化、首都機能・主要機能のバックアップ
- ②持続可能な復興まちづくり（人口減少・高齢化を見据えて）・・・持続可能な復興のための行動計画の策定、コミュニティをベースとした「復興まちづくり組織」の設置、保育所・幼稚園、学校、高齢者福祉施設などの公益施設を中心とした地域復興戦略の立案、沿岸域土地利用の広域的観点からの調整、「流域自然共生都市」の形成、再生可能エネルギー政策の展開
- ③情報活用に向けた対策・・・災害に備える情報伝達手段の確保と情報の判断・行動指針の設定、情報の収集・蓄積とデータ一元化の推進、社会的な情報資産の保全対策の実施、情報に関わる実務家の育成・配置の促進
- ④被災地における医療・看護・福祉のあり方・・・緊急時に柔軟対応できる保健、医療、福祉機関ネットワークの形成、災害弱者への支援方法の構築、心のケアの整備と充実
- ⑤被災者支援の体制構築と人材育成・・・被災者の救援に関わるニーズマップの作成と情報の集約、自治体、民間組織、学会等による全国的なネットワークの構築、災害支援をリードできる災害ケア専門家の育成、研究の推進
- ⑥東海・東南海・南海沖地震・津波などに対する予防的減災対策・・・災害リスクを考慮した国土構造の形成、ソフト面における減災対策の強化、災害研究の推進
- ⑦災害の記録の整理と発信・・・東日本大震災に関するアーカイブの構築推進
- ⑧政府広報や報道各社の役割・・・災害の時間的段階に応じた適切な報道、正確な情報や情報源の共有に基づいた冷静なニュースやコメントの報道

#### (2) 被災地の求職者支援と復興法人創設

- ①労働市場のミスマッチを改善するために・・・労働市場の現状に即した求職者支援制度の改善を（地域別属性別の就職率目標へ、他の雇用復興推進事業との連携、世帯単位の緩和を）、「福祉から就労へ」との連携を、ハローワークに十分な要員を
- ②被災地の地域産業を復興するために・・・「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」の改善を（単独企業にも補助、2016年3月までの補助金繰越、手続き等の簡素化・柔軟化、年度毎の支給、基礎自治体単位での優先順序づけ）、より円滑な復興の推進を（省庁間連携の強化、基礎自治体によるワンストップサービス、国や自治体が生産設備を貸与、被災代替資産の特別償却の拡充、福島県での長期「仮設」事業支援など）、インフラの長寿命化修繕を行う人材の育成
- ③住民主体で仕事を起こし地域を活性化するために—「復興法人」の創設を・・・地域住民主体の多様な「復興法人」（仮称）の設立を促す、社会的企業としての復興法人のポイント、復興法人が公益法人をモデルとする場合に必要な法制的措置（公益法人の事業に復興を目的とするものの追加、中長期的には「復興法人の公益認定に関する法律」を検討）

#### (3) 放射能対策の新たな一歩を踏み出すために

- ①国民の健康影響を減らすために・・・被ばく線量の継続的推定、ならびに甲状腺超音波検査・血液検査及び適切で迅速な治療が可能な地域医療体制の整備、住民帰還後

にわたる除染目標の設定と除染作業の管理、適切な疫学的研究の結果を住民の健康管理に速やかに反映

- ②放射線被害の現状と今後についての評価及び健康影響のより正確な推定のために…領域横断的研究体制を政府と学术界の協働により構築、データの迅速かつ着実な収集の仕組み及び研究者が利用・分析可能な様式でデータを提供する仕組みの確立、様々な測定結果・推定結果に必要な不確かさ情報（精度管理あるいは改善にとっても）
- ③放射能対策に係る今後の検討課題…放出・拡散・被ばく・健康影響にかかわるモデリング、データ同化技術の向上、放射線健康影響評価に関わる学術的根拠の補強、予防原則に基づく初期の対策・基準設定から中長期的な学術的根拠と費用対効果分析に基づく対策・基準設定への移行、学术界による社会とのリスクコミュニケーションのあり方

**(4) 災害廃棄物の広域処理のあり方について（岩手県・宮城県の被災地に関して）**

- ①地域内における再利用と処分を原則とした処理計画…被災自治体による災害廃棄物の組成及び量の正確な把握、処理計画の更新、政府の技術的助言と財政的支援
- ②不純物除去への財政支援と再利用技術の向上…防災林の基盤や高台造成に災害廃棄物を利用するために、再利用を拡充するために
- ③被災地側の希望と受入地側の条件の調整など、広域処理の環境整備…岩手県・宮城県で生じた災害廃棄物は特別措置法に基づく処理・処分基準を満たすかぎり健康被害を引き起こすものではなく県内処理も広域処理も可能、処理方法によって異なる基準に即して
- ④放射性物質・有害物質の継続的確認とデータ公開…搬入前・処理後を通じたチェック、自治体による住民リスクコミュニケーションの支援、中立的専門家による工程点検の機会保証